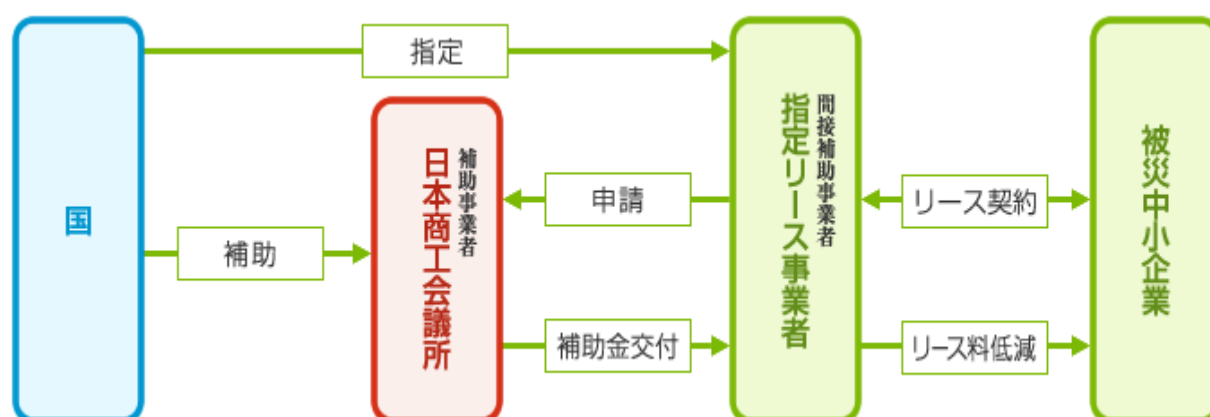


【参考】被災中小企業復興支援リース補助事業 (経済産業省補助事業) について

事業の概要

東日本大震災で滅失した設備等の債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助する事業です。被災中小企業の二重債務負担を軽減し、事業再開を促進するとともに、被災地の雇用を維持・促進するものです。



当初予算規模

100.5 億円

補助率

補助対象となるリース料の 10% (3,000 万円を上限とする)

受付期間

平成 23 年 12 月 12 日～平成 30 年 5 月まで (※終了しました。)

指定リース事業者

経済産業省で指定をした本事業に参加するリース事業者

手続きの方法

実施団体である日本商工会議所への補助金申請等の手続きは、全て指定リース事業者が行います。

(指定リース事業者が手続きを行うにあたっては、補助対象となるリース先中小企業等に必要書類をご用意いただく場合があります)

補助対象となる中小企業等

東日本大震災により被災し、設備の滅失等により債務を抱えている、中小企業及び組合

(1) 中小企業等とは、次のいずれかに該当するものです。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者を除く。

1. 中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号に規定される中小企業者

業種分類	資本金額・出資総額 又は 従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下

2. 中小企業支援法第2条第1項第3号（中小企業支援法施行令第1条）に規定される中小企業者

業種分類	資本金額・出資総額 又は従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 又は 900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 又は 300人以下
旅館業	5千万円以下 又は 200人以下

3. 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、
商工組合連合会

4. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者であること（中小企業支援法第2条第1項第5号）

補助対象となるリース物件

補助対象となるリース物件は、以下の条件を全て満たすものです。

(1) リース物件の分類

東日本大震災により被災した物件と「同一の分類」に属する物件であること

* ここでいう分類とは、以下に掲げる区分とし、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第一、別表第二、別表第三、別表第五及び別表第六に定めるところによるものとします。なお、区分①～⑨の物件と一体として区分⑩ソフトウェアを導入する場合には、区分①～⑨については区分⑩ソフトウェアを含むものとします。

- ①建物（別表第一「種類」、別表第六「種類」）
- ②建物附属設備（別表第一「種類」、別表第六「種類」）
- ③構築物（別表第一「種類」、別表第五「種類」、別表第六「種類」）
- ④船舶（別表第一「種類」）
- ⑤航空機（別表第一「種類」）
- ⑥車両及び運搬具（別表第一「種類」）
- ⑦工具（別表第一「種類」、別表第六「種類」）
- ⑧器具及び備品（別表第一「種類」、別表第六「種類」）
- ⑨機械及び装置（別表第二、別表第五「種類」、別表第六「種類」）
- ⑩ソフトウェア（別表第三、別表第六「種類」）

(2) リース物件の設置・保管の場所

特定被災区域内に設置（自動車の場合は車両登録）すること【平成28年4月1日以降に締結するリース契約については、岩手県、宮城県、福島県の各県全域内に縮小】

※特定被災区域とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項で規定する区域

※車両登録とは、道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）に定める「使用の本拠の位置」、又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年六月一日法律百四十五号）に定める「保管場所」のこと

・ただし、原子力発電所事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に事業所があつて、移転を余儀なくされた中小企業の場合は設置・保管場所の制限はありません

ん。

補助対象となるリース契約の要件

補助対象となるリース契約は、以下の要件を全て満たすものです。

- ・リース期間中の中途解約又は解除が原則できない契約であること
- ・所有権がリース先に移転しないリース取引であること
- ・リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）で、1年以上15年以内の契約であること（自動車リースを除く）
- ・リース料支払い期間中において1年間に1回以上の均等分割払いとなっている契約であること。前払リース料がある場合は、12ヵ月分までであること
- ・補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース先に還元される旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること
- ・親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと
- ・日本円建ての契約であること
- ・平成23年3月14日から平成30年3月31日までの間に締結された契約であること
（平成30年5月31日までは補助対象の物件の設置が完了していること）
- ・平成28年4月1日以降に締結されるリース契約については、新たな事業の再開・拡充等に資すると認められるものであること
- ・東日本大震災の時点において、被災物件の債務の残高があること、又は東日本大震災時点は被災リース物件の契約当初の契約期間内であること
- ・原則として、被災物件に係る債務の返済条件について、条件変更（期間延長、返済額軽減など）の措置が講じられていること
- ・補助対象となるリース物件には、国による他の補助金制度の併用がないこと
（家庭・事業者向けエコ・リース促進事業〔環境省〕を除く）